

労務 ROAD

■算定基礎届の提出の準備をしましょう！

健康保険・厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は**7月1日現在**で使用している全被保険者の**3カ月間（4月、5月、6月）**の報酬月額を**算定基礎届**により届出し、毎年1回標準報酬月額を決定し直します。これを**定時決定**といいます。決定し直された標準報酬月額は、**9月から翌年8月**までの各月に適用されます。

算定基礎届の提出期間 **令和7年7月1日（火）～7月10日（木）**

報酬とは

標準報酬月額の対象となる報酬は、賃金・給料・俸給・手当・賞与などの名称を問わず労働者が労働の対償として受けるもの全てを含みます。

	金銭（通貨）で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの	- 基本給（月給・週給・日給など） - 家族手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、特別勤務手当、能率給、勤務地手当 - 年4回以上の賞与	- 通勤定期券、回数券 - 食事、食券 - 社宅、寮 - 被服（勤務服ではないもの） - 自社製品
報酬とならないもの	- 大入袋 - 見舞金、慶弔費 - 解雇予告手当、退職手当 - 出張旅費、交際費、 - 傷病手当金、労災の休業補償給付 - 年3回以下の賞与	- 制服、作業着（業務用） - 見舞品 - 食事（本人の負担額が一定額以上の場合）

↑上記表は例示ですので、報酬に当たるかどうかが不明の場合は弊所までご連絡下さい。

提出対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、**7月1日現在のすべての被保険者**および**70歳以上被用者**です。

ただし、以下の①から③のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

- ① 令和7年6月1日以降に資格取得した方
- ② 令和7年6月30日以前に退職した方
- ③ 令和7年7月、8月、9月随時改定の月額変更届対象者 ※

【※ 注意点】

- 届出用紙で提出する場合、算定基礎届の報酬月額欄は記入せず、備考欄「**3.月額変更予定**」を○で囲んで下さい。



項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑪ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑫ 備考
	⑨ 給与支払月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑬ 通算によるもの額	⑭ 現物によるもの額	⑮ 合計(⑬+⑭)
			⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	

1	14	5-390224	31	9	
健康	380	千円	30	年	7
4	月	日	0	円	0
5	月	日	0	円	0
6	月	日	0	円	0

- 電子媒体または電子申請による提出の場合は、月額変更届対象者を除いて作成して下さい。
- 7月随時改定の方は、月額変更届をご提出下さい。
- 8月または9月に随時改定を予定している方は、確定後、速やかに月額変更届をご提出下さい。
- 8月または9月の随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに**算定基礎届**をご提出下さい。

【日本年金機構より】

VOL.960
(2506-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

今月から熱中症対策が義務化されました。対象となるのは、「暑さ指数 WBGT（気温と湿度）が28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」です。ふらつき、頭痛、嘔吐、大量発汗、痙攣等の症状がみられたら、涼しいところで休ませる、太い血管を冷やす、または救急搬送が必要な場合もあり、初期対応が非常に重要です。作業場も臆することなく申し出、管理者も作業現場を定期的に見回り、労働者の状態を確認する必要があります。盛夏の前に暑熱順応として、日頃より軽い運動で汗をかく、質の良い食事や睡眠をとるよう心掛けたいものです。（永井）

6月労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備（7/10が期限）
- ・特別徴収住民税額の更新